

くらしのすみずみに憲法を活かして!



2017年11月議会

11月28日から12月22日までの会期で11月定例会が開催されました。公園や市民ホール、コミュニティセンターなど公共施設に関する条例や一般補正予算などの議案が提案され、すべて可決されました。また、吹田市教育委員会教育長の任期満了にともない、新たな教育長が選出されました。

主な議案を紹介します



中の島市民プール跡は 多目的グラウンドに 今年4月から開始

昼間は多目的にだれでも無料で利用できます。夜間は有料で、フットサルやバスケットボールなどに使用できるよう照明設備が設けられます。プール跡地利用に対する市民の要望を一定反映させたものですが、子どもたちが気軽に使用できるように、備品の貸し出しは無料にするなど、さらに市民に喜ばれるグラウンドになるよう求めました。



公立の小規模保育事業 (0~2歳、定員19人)を実施

待機児対策の一環として旧いすみ母子ホーム(いすみ保育園の2階)の一部を保育室として改修し、2019年4月から公立で小規模保育を実施し、また一時あずかり保育の定員を6人から10人に増やすことになりました。市がすすめてきた、公立保育園の民営化や小規模保育事業の民間まかせでなく、市直営で保育事業を実施することは評価できます。



災害時の緊急物資を市内に分散備蓄

10月に策定した市の備蓄計画に基づき、現在サッカースタジアムに一括して保管している物資を市内に分散させるため、6か所の防災用備蓄倉庫を整備することになりました。まず西山田・東地区集会所を耐震補強などを行い整備します。災害時以外は、地元住民が引き続き使えるよう、目的外使用を認め有効活用を図ります。



都市公園条例の一部改正について

公園内に、保育所など社会福祉施設の占用を許可する法律の改正がおこなわれたため、使用料の額、占用期間の上限等が決められました。また、公園内での禁止事項に、「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為または迷惑となる行為」が新しく加えられましたが、公園利用者が自由に利用することを阻むことのないよう求めました。



市立吹田サッカースタジアムの ネーミングライツ(命名権)はパナソニックに

市立吹田サッカースタジアムのネーミングライツ(命名権)をパナソニックが取得しました。この命名権使用料をスタジアム施設の利用を促進するための利用料の低減や、市のスポーツ施設の整備などに使うスポーツ推進基金に積み立てます。

Jアラート放送を 小中学校の校内放送に連動

地震や津波、ミサイル発射など国から提供された情報を伝えるJアラート放送を小中学校の校内放送と連動させる工事費が認められました。児童生徒に、必要以上に危機感をあおり不安させないように、十分に配慮することを求めました。

法人市民税の引き下げに反対

市の税収が22億円も減

消費税増税とあわせ、国の法改定により、地方自治体の自主財源である法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。その代り、新たに創設された地方法人税を、地方へ配分する地方交付税の原資にするとしていますが、全体として自治体の財源を拡充するわけではありません。

消費税が8%に増税されたときにも引き下げられ、

今回10%への増税にあわせてさらに引き下げるもの。前回とあわせると、当初の14.7%から8.4%になり、年間約22億円の減収となります。

地方自治体の貴重な自主財源を減らし、交付税措置として国の権限を強化するとともに、消費税を自治体の主要な財源に据えようという動きと一体となったものであり、反対しました。

